

会 議 録

会議の名称	平成26年度第3回東村山市障害者福祉計画推進部会				
開催日時	平成27年2月9日（月）午後2時～4時30分				
開催場所	東村山市役所 北庁舎 1階 第2会議室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者： （委員）小澤進、牛木信之、高橋節夫、龍野乗子、根本信子、千葉光男、遠藤康子、松尾美智夫、手賀清春、澤村澄子、高橋千恵子、西尾佐知子、武者明彦 （市）障害支援課：花田課長、小倉課長補佐、宮本事業係長、吉田給付係長、加藤支援第1係長、西尾支援第2係長、白鳥主事 地域福祉推進課：新井課長補佐</p> <p>●欠席者：遠藤てる、中村一彦、阿刀田俊子、小林冬子、横田茂樹</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	1名
会議次第	<p>1. 開会 2. 挨拶 3. 議事（報告） ・ 障害福祉計画について ・ 第4期障害福祉計画（素案）</p>				
問い合わせ先	<p>健康福祉部障害支援課事業係 担当者名 小倉・宮本 電話番号 042-393-5111（内線3152） ファックス番号 042-395-2131</p>				
会 議 経 過					
<p>1. 開会 ○委員13名の出席により、過半数を超えているため会議が成立。</p> <p>2. 挨拶 ○障害支援課長より挨拶</p> <p>3. 議事（報告） ・ 障害福祉計画について ・ 第4期障害福祉計画（素案）</p> <p>○部会長 本日は配布されている計画の素案について検討するため、皆さんから意見をいただきたいと思います。この計画の素案は1章から4章までありますので、章ごとに事務局から説明をいただき、その都度ご質問やご意見をいただきたいと思います。それでは事務局から説明をお願いします。</p>					

○事務局A

全体の構成と第1章部分について事務局から説明が行われる。

○部会長

ありがとうございました。それでは1章の説明が終わりましたので、ご質問等ありますか。

(発言者なし)

○部会長

私から1点よろしいですか。策定体制というところで、「本計画は東村山市障害者福祉計画推進部会を設置し」という記載がありますが、この障害者福祉計画推進部会は従来から設置されており、意見を出したり検討したりという位置づけが既にありますので、「設置し」という言葉が馴染まないと思います。「本計画は東村山市障害者福祉計画推進部会にて」という表現のほうが良いと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局A

ご異論なければ、そのように修正させていただきたいと思います。

○部会長

他になければ、事務局から2章の説明をお願いします。

○事務局B

第2章部分について事務局から説明が行われる。

○部会長

ありがとうございました。2章の説明が終わりましたので、ご質問等ありますか。

○委員A

東村山には色々な施設がありますが、施設は拡充をしていく計画があるのか、今すぐではなくても、新しい施設を造る計画はあるのでしょうか。

○事務局A

市で運営する市の施設ということだと、障害福祉分野において、新たな施設を造る予定は、今のところございません。なお、市内で事業所を運営されている法人につきましては、10月に実施しました事業所ヒアリングにて、複数の法人さんから事業拡充のご意向等をお聞きしているところでありますので、民間の事業所については、市内のニーズを確認しながら、必要性が高いと考えられるものについては、拡充していくということで考えております。

○委員A

それでは計画において、今後の数値が拡大されているものは、法人が施設を拡大することについては、検討ができると思ってよろしいでしょうか。

○事務局C

計画の見込み量は、中にはなかなか達成しにくいものもあります。市内に多くの社

会福祉法人があり、市が直接施設運営をするという時代ではなくなってきましたので、まずは地域の法人に、色々な場で市内のニーズ等をご案内して、市内に複数の施設がある事業であれば、なんとか今ある施設をうまく活用して対応をお願いしているところもあります。特にグループホームにつきましても、前回もお話があったと思いますが、計画に「見込量」と「整備量」がございます。グループホームの利用について決定をしても、市内にグループホームの数が増えなければ、他市のグループホームを利用してください、というだけの案内になってしまいますので、市内で事業が拡充できるかというところは、市としてもそれらの数字が達成するかどうかを確認しながら、今後協議していくことを考えております。なお、施設を作る計画は、特段ございません。

○委員B

施設入所者の地域生活への移行に関する今後の取り組みで、「施設を退所して地域生活する障害者には、グループホームに限らず様々な受け皿を」と書かれていることは、具体的にどのようなものをイメージされているのでしょうか。

それから、就労移行支援事業の利用者数ですが、来年度から就労継続支援B型利用の前にはアセスメントのために一度就労支援の支給決定をすることになりますよね。この辺りはこの計画には念頭にないということでしょうか。

○事務局B

様々な受け皿ということにつきましては、精神病院に長期で施設入所されている方々が宿泊型の生活訓練をして、地域移行するというものもありますし、精神疾患や知的障害の方々が一時的に入所するような施設において、そちらの職員や専門職の方々の心理評価・機能評価等も踏まえた上で、現在は他に介護保険の制度等もできておりますので、他法、他施策についても勉強し、活用していきたいということから、今回このような表現にさせていただいております。

就労移行支援の特別支援学校卒業後に関わるアセスメントにつきましては、平成27年4月1日以降より適用する旨、国から通知されておりますので、特別支援学校の先生方から来年度以降の就労継続支援B型に行かれる方の人数等は把握しております、その人数もこの計画には組み込んでおります。

○部会長

他になれば、事務局から3章の説明をお願いします。

○事務局B

第3章の1. C部分まで事務局から説明が行われる。

○部会長

ありがとうございました。3章の説明が終わりましたので、ご質問等ありますか。

○委員C

3点あります。まず訪問系サービスの見込量のところで、平成26年度を単純計算で時間数を人数で割ると約49時間になりまして、3年後の29年度の間時間数を見ると、同じ計算では約42.6時間になり、利用者は増えるが、1人あたりの時間数が減ってしまう計算になる。利用者はもう少し増やしてほしいという希望があると思うのですが、この数字を見た限りでは、利用者が利用できる時間数が減ってしまうので、

心配です。

○部会長

3点あるということですので、まず1点目について事務局からお願いします。

○事務局B

時間数自体の平均値は確かに下がってはいますが、介護者の就労時の見守り支援という時間数も想定しておりまして、そちらは月4時間という形になっております。現状の利用者については、少ない時間数で利用されている方々が増えているところもあります。必要と考えられる時間数は計上しておりますが、そのような事情もありますので、ご意見については、持ち帰って検討させていただきたいと思っております。

○部会長

2点目をどうぞ。

○委員C

先程の委員のご質問と重なってしまうところもありますが、私の知る市内の2つの生活介護型の施設は、どちらも定員数があと1、2名でいっぱいになってしまうところですね。今後、特別支援学校の卒業生について、現状の施設を活用するだけでは、とても入りきれないと思っておりますので、新しい施設の建設に向けて市も前向きに検討していただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○事務局C

本日の部会でのご意見や、市内のニーズが計画の数字に反映されますので、本計画をもとに法人が施設整備をする際にバックアップできるよう、指定をする都に対し、市内の状況としては今後数値が伸びていくということについて、市としてしっかり説明できるようにしていきたいと考えております。

○委員C

3点目ですが、居住系サービスのグループホームについて、③サービス見込量ではサービス見込量が8名程度増えているのに対し、整備見込量は4名ずつ増えている。見込量より整備量が少ないということは、どのように解釈したら良いのか。前回の第3期の計画において、グループホームに身体障害者という言葉が無かった。身体障害者のグループホームは、親の高齢化により1人で暮らさなければならないという理由から、今すごく需要がある。しかし、身体障害者のグループホームの場合は車椅子で生活出来るようにしなければならないので、精神障害者、知的障害者と違う意味でとても設備費用がかかる。障害者総合支援法により、今は障害種別関係なく全体の人数で出しているのだろうとは思いますが、この数字の身体障害者も確実に含んでいるのかどうか確認したい。

○部会長

2点ですか。事務局から説明をどうぞ。

○事務局B

まず、見込量と整備量との差ですが、最近のケースワークをしていく中の実情といたしまして、現在、他市の生活介護施設に通っている方について、その施設を運営す

る法人がグループホームを立ち上げたならば、利用をしたいという方も多くいらっしゃるという実情があります。また、東村山市内においては、まだ定員があいているグループホームもありますことから、見込量と整備量については、そのような実情や待機者登録をされている方の数等を勘案した上で設定させていただいております。

次に、グループホームについては、現在は法律上、障害種別にとられないという形になっておりますので、第3期の計画に記載があったような精神障害や知的障害といった文言は記載しておりません。身体障害者のグループホームのニーズが高いという、委員のご意見については持ち帰り、また検討させていただきたいと思っております。

#### ○委員D

各障害別ではないということは、混合で入れるという意味で捉えて良いでしょうか。

#### ○事務局B

現状では受け入れ態勢や職員体制の違いがあり、また職員が知的障害に非常に特化しているようなグループホームもございます。他市では身体障害者と知的障害者が同じ施設にいるというところもありますので、そのような施設についても話を聞きたいと思っております。市としては法人さんとその辺りの話をさせていただくことも、今後整備をしていく上では必要になってくると考えております。

#### ○委員D

そういう施設ができていることは確かですが、問題が起きていることも確かです。障害別に同じ所にするのに適する障害と適さない障害があると思うが、そういう問題は関係なく、混合にしようということですか。

#### ○事務局C

グループホームは計画上においても、市が特に障害を分けているつもりはありませんが、同じ障害にしても男女でトラブルがあったりもしますので、実際には6人から8人のグループホームの中で2つに分けていることから、さらにその中で色々な障害が全て一緒に過ごすということは、実際は難しいということはおわかっていただけたかと思っております。

市内でグループホームを実際に立ち上げたいという法人さんが、今まで色々と相談に来られましたが、市としてはどの障害の方をターゲットにしたグループホームの整備を進めるかを決定するというのは、なかなか難しいところがあります。また、実際には最低4人で1つのグループホームになっているため、身体は身体のグループホーム、難病は難病のグループホームという形にすると、障害ごとに一斉に多くのグループホームが過剰に増えていってしまうと思うので、整備を考えている法人さんとも、うまく調整していきたいと思っています。

東京都の説明会でいただいた資料を見ますと、グループホームの数値において、人口1万人あたりの整備量でいえば、当市は26市中、下から6番目になり、数字で見ると分には整備の必要があるのかなという認識はしております。しかし、日中活動の場の定員数は、東村山は上から2番目となっておりますので、バランスはしっかり考えなければいけないと考えております。本日、計画素案にご意見いただきまして、グループホームの見込量と整備量が少し離れてしまっていることについては、都も国も、グループホームの整備については推進していくと聞いていますので、次回までに再計算して数値を出させていただきたいと思っております。

○部会長

ここで、途中ですが10分程休憩をします。

(休憩)

○部会長

再開しますが、まず先ほどの説明について、事務局から補足があります。

○事務局B

訪問系サービスの説明について2点補足させていただきます。1点目は先程、利用者と時間数を割り返すと平成26年度は約49時間、平成29年度は約42.6時間というお話がありましたが、平成24年度には約38.3時間、平成25年度は約52.1時間と、毎年変動しているということと、2点目は、こちらの数値はあくまでサービス見込量になりますので、この時間数に到達したからといって、これ以上は支給しませんというような、制限ではないということをお補足させていただきたいと思えます。

○部会長

つづきまして、第3章の残りの部分について事務局から説明をお願いします。

○事務局D

第3章の1. D以降について事務局から説明が行われる。

○部会長

ありがとうございました。3章が全て終わりましたが、ご質問・ご意見ありましたらお願いしたいと思います。

○委員A

2点ほどあります。1点は特定相談支援事業の件ですが、経営的には非常にきつい事業です。他の場所でこの事業について話したところ、他の市区町村でも事業者はみなさん経営的にきついということでした。皆さんがきついと感じているということは、何か仕組みが違うのではないのでしょうか。今後、相談支援が拡大していく中で、経営を圧迫しないようなことになればいいなと思う。是非ご指導をいただきたい。

2点目は、就労継続支援B型事業の件で、市内に社会福祉法人山鳩会という法人がありまして、そこで、ある拠点が古くなったので移動したいという話があり、移転に向けて、皆さんからたくさんご支援いただいているようですが、移転ができれば、将来的に就労継続支援B型を利用する人数が増えた場合や、生活介護を利用する人数が増えた場合の受け皿になると思うので、是非その移転がうまくいくように、引き続きご支援をお願いしたい。

○事務局E

特定相談支援事業において、計画を1つ作った際の報酬単価については全国共通の金額です。市内だけではなく、東京都、全国においても収益の面が非常に少ないという話は出ています。障害者自立支援協議会の相談支援部会においても、報酬額が少ないという意見も出ていますし、また近隣の事業所からもそのような話を聞いておりますので、先日、市に東京都の職員が来られた際に、このような計画に関する様々な諸

課題について都としても情報収集をしていただいて、国のほうにお伝えいただきたいということをお願いしたところです。

○部会長

2点目については、どうですか。

○委員A

2点目はご支援いただいているので、引き続きお願いしますということで、回答いただかなくて大丈夫です。

○部会長

他にございますか。

○委員E

2点お聞きします。1点はグループホームのことです。グループホームの今後の取り組みのところに、「待機者がいるため施設入所に適した方の入所を促進します」とありますが、待機者がどのくらいいるのかということもありますが、知的・精神・身体それぞれの分野で違うのでしょうか、「施設入所に適した」というと、具体的にはどのようなことでしょうか。「適した」とすることによって、広がりにくいとか、「希望することができないのではないか」と、引いてしまうのではないかという思いがあります。

2点目は、地域相談支援です。私が知っている範囲でも、こういうことをしてもらってとても助かる、こんな風にやってもらっているという話を聞いていて、とても重要な分野ではないかと思います。そこからすると、市内でこの人数はちょっと数字として少ないと、私は思いました。27年度が2人、28年度が2人、29年度が3人というのは、実際には希望する人はもっといらっしゃるけど、そういうことが今まで東村山ではあまり定着していないのではないかと、私は思います。

○事務局B

グループホームについては、市のケースワーカーもご本人や介護者の方々と面接等をさせていただきながら、ご本人が希望されるグループホームの受け入れ態勢として、実際受け入れられるかどうかということも踏まえている必要があることから、そのような表現にさせていただいているのですが、今のお話の中で、「適した」というところで限定されてしまうということであれば、より分かりやすい表現があるか、次回までに検討させていただきたいと思います。

○委員D

「適した」という表現で私は構わないと思います。逆の意見です。

○事務局C

両方のご意見を聞きましたので、併せて検討させていただきます。

○部会長

基本的には文言よりも実際に行政がどう運用するかだと思います。

○事務局C

グループホームについては、施設整備の数字も含め次回までに整理させていただきたいと思います。

○事務局D

地域相談支援のところ、もう少し人数がいらっしゃるのではないですか、というご意見をいただきましたが、サービス決定をしてこの事業を利用する場合と、この事業を利用せず、事業所が日常業務の中で支援してくださっている場合もありまして、地域相談支援のサービス決定人数としてはこのくらいですが、実際は何らかの形でもう少し支援していただいている人はいると思います。

○委員F

今のお話ですが、ここに載っています地域移行支援、地域定着支援というのは障害者総合支援法の定めにも則った、色々と制約のある中で支援する件数のことです。制度にのせず、基本相談の中で、実際に退院の支援をさせていただいたり、或いは地域定着支援と同じような、地域で生活を始めた方の支援をさせていただいたりしていますが、制度にのせるかのせないかという違いだけで、実際には支援しております。ただ、手続きが少し複雑なものですから、この制度になかなかのせきれていない状況があります。ここでいう地域移行支援について、精神の場合には、1年以上の長期入院者に対する支援という制約が付いておりますので、受け入れもむやみにできないということもあります。

○委員G

障害区分認定の見直し等はどの程度の期間で行われるかどうかお聞きしたい。障害支援課の担当の方に見直しはしているというお話は聞きましたが、どのように見直しをしているのかお聞きしたい。

○事務局B

平成26年3月までは「障害程度区分」であったものが、平成26年4月から「障害支援区分」へと変わっております。ご本人様が出来ないことについて、以前は106項目の質問をさせていただいたのですが、現在の「障害支援区分」については、国が定める80項目の質問で、東村山市だけではなく全国的に同じ形になっております。認定方法については、ご本人に面接し、80項目を質問させていただくのと、ご本人の主治医に意見書の作成を依頼して、市のケースワーカーが認定調査員となってご本人様からの聞き取り内容と、主治医から市に送られてくる意見書をもとに、国で示されている「一次判定」というコンピューター判定を行います。そのコンピューター判定に基づいて、「二次判定」を行います。「二次判定」は学識経験者や医療関係者、福祉関係者の方々が揃い、月に1回程度開催している市町村審査会で、主治医の意見書と、市のケースワーカーが聞き取りした内容から判定を行っております。認定期間につきましても市町村審査会にて、期間の判定を行っており、認定期間は最大3年となっております。

○委員G

一番長くても3年で判定はしているということですね。



○事務局B

はい。認定は期限の3か月前程度にご本人に更新のご連絡をいたしまして、訪問日等のお約束をさせていただいて、主治医にも依頼をさせていただいております。サービスを使っている方には、3年に1度は判定を行っております。なお、障害支援区分が必要なサービスと必要のないサービスがあります。

○部会長

他にありますか。

○委員B

放課後等デイサービスについて圧倒的に需要があるのに、事業所数が少ない。先程、新しい施設建設の予定はないということでありましたけれども、市としてそれに対する方向性をお聞きしたい。

○事務局C

平成24年に児童福祉法が一部改正され、障害児のサービスが一部事業として法定化されまして、現在それら事業の数字が爆発的に伸びているということで、計画にこちらの数字を見込ませていただきました。

平成24年度末には市内の法人で実施されている事業所が2か所でしたが、法改正よりだいぶ前に同様の事業を実施したことがある法人さんがありましたので、当時から確かにニーズが多いものですから、市としてはそちらの法人さんに「事業が法定化されたので、どうですか」と働きかけをしたら、結論として「是非やってみたい」ということで、現在までに、追加で開所したところがあります。

また、放課後等デイサービスの利用希望に関するアンケートを市内で実施し、親御さんからの回答による利用ニーズ等も把握しており、市内の法人さんが建物を今後改築・改修する等の情報がありましたら、その情報を法人に提供して、拡充について検討させていただいております。

なお、当市にはまだありませんが、事業の実施条件があまり厳しくないことから、株式会社等による事業実施も近隣ではすこしずつ広がっているところです。一方で施設が整備しやすいということから、偏在化の恐れもありますので、本計画が固まりましたら、数字をお示ししながら、まずは事業を実施していただける市内の法人さんを中心に声をかけしながら、進めるべきと考えています。

また、多くの特別支援学校の生徒が利用するサービスのため、学校がある市内や近隣市でないと利用しにくいこともあり、近隣市の情報も収集していきたいと考えております。過剰に整備されますと、利用者の取り合いという事態になる恐れもあるので、そのあたりも市としては気を付けながら、法人と連携をしていきたいと思っております。

○部会長

他になれば、事務局から4章の説明をお願いします。

○事務局D

第4章について事務局から説明が行われる。

○部会長

説明が終わりましたので、引き続き質問等ありましたらお願いします。

○委員D

この部会で毎回のように言っていますが、ガイドヘルパーがだんだんいなくなってしまうので、市の方で対策を立ててもらえませんかでしょうか。

○事務局C

実際に事業所ヒアリングでもそのような声がありましたし、障害者自立支援協議会でも、不足しているというご意見をいただいております。居宅のヘルパーであれば安定して供給できるのですが、移動支援や同行援護を含めまして、単発や、時間が不定期な派遣については、対応できるヘルパーが少ないというのが課題となっております。市としても、時間数を単純に増やすことで、ヘルパーが足りなくなり、派遣しやすいところへ流れてしまうということにならないよう、ヘルパーの拡充は必要と考えています。

○部会長

他にございますか。

○委員H

基幹相談支援センターについてですが、その目的は困難事例の対応や虐待の防止等様々あるかと思うのですが、その体制や機能を東村山市としてはどのように持たせていくのか、現時点でイメージをお持ちであればお聞かせいただきたいと思います。他市区だと、例えば計画をつくる特定相談支援事業をやっていて、尚且つ地域移行・地域定着の一般の相談支援事業所の機能を併せ持つのが理想的だとされていたり、或いは、特定相談支援事業所や一般支援事業所をサポートするために、圏域ごとに配置されていたり、自治体によって様々なあり方がこの基幹相談支援センターにはあるかと思うのですが、現段階でのイメージがあればお聞かせいただきたい。

○事務局C

基幹相談支援センターについては、第3期の障害福祉計画から地域におけます相談支援の中核的役割を担う機関などというように書かれているのですが、委員のお話のとおり、各自治体において少しずつではありますが、整備されているというニュースが新聞等に載ったりしています。その内容を確認しますと、やり方としては色々あるようで、箱物をつくればいいだけではありませんし、先程の計画相談支援も含めて、毎年のように変わり続けてきた障害の制度が、ようやくここで固まってくるかな、というような推測というか希望がありまして、今ある複数の相談支援事業所の意見をお聞きしながら、東村山市ならではの基幹相談支援センターの在り方について話を進めていければと思っています。

当市の障害者自立支援協議会の専門部会の1つである、相談支援部会というところでも、市内の相談支援事業所が集まって協議しておりますので、事業所のお力を借りながら本市ならではの基幹型のセンターについても、今後ご協議いただきたいと考えております。

○部会長

他にどなたかご質問、ご意見がありますか。無いようでしたら、これで第4章についてはよろしいでしょうか。以上で質疑は終了とさせていただきます。事務局から何かありますか。

○事務局C

事務局から提案です。本日ご意見いただいた部分の修正については、部会長と事務局でやりとりし、「東村山市障害福祉計画（第4期）（素案）」として固まったものを、後日委員の皆さまにお送りさせていただきたいと思います。そこでご異論がなければ、その素案をパブリックコメントの募集へと進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員C

パブリックコメントの募集というのは、どのようなことでしょうか。

○事務局C

3月2日から20日まで、ホームページや各窓口等に計画の素案を置いて、市民の方からご意見をいただくということです。

○部会長

ただいま事務局から提案がありましたが、そのような進め方でいかがでしょうか。

（異議なし、と呼ぶ者あり）

○事務局E

それでは、その後の流れといたしましては、3月2日からパブリックコメントということで、市民の皆様から広く意見を募集することとなります。障害者自立支援協議会からも素案に意見をいただく予定です。次回の会議ではそれらの意見をご紹介します予定です。以上を考慮すると、次回の開催時期は3月の下旬になります。そこでもう一度お集まりいただいて、計画を最終的に固めていただくということになります。詳細な日程については後日、事務局から皆様にご案内いたします。

○部会長

会議は以上で終わりです。お疲れ様でした。